

入院費用について

07-06

入院費請求書について

前月分の入院費請求書はスタッフステーションでお渡ししております。毎月13日から20日の間に病棟のスタッフに声をお掛けください。20日を過ぎてしまった場合はA館8階の入退院受付へ声をお掛けください。

180日以上の入院患者さま

同一疾病での入院期間が他医療機関の入院期間も含め180日を超える場合、入院基本料の一部が保険給付から減額され、その分を患者さまにご負担頂く事が健康保険法により定められております。当院では通常の医療費の他に保険外併用療養費（※選定療養費）として、1日当たり2,626円（消費税込）を頂いておりますので、ご了承の程お願いいたします。但し、難病や人工呼吸器を装着している等（国で定められた項目による）の患者さまについては、選定療養費制度の対象とはなりません。

【180日以上の入院係る費用（保険外併用療養費）とは】

入院医療の必要性が低いが患者側の事情により長期にわたり入院している者への対応を図るために、患者さまの入院医療費の負担が増える制度になります。医療機関である病院は保険収入から選定療養費分が差し引かれるため、病院の収入増になるわけではありません。

以上、何卒ご理解下さるよう重ねてお願いいたします。

掲許	号
年　　月　　日より	
年　　月　　日まで	
更新	無期限
総務課	

令和6年12月1日
イムス富士見総合病院 病院長